

総理府令第五十六号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成十年九月二十四日

内閣総理大臣 小渕 恵三

排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令（平成五年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「その他の区分」を削り、「平成十年九月三十日」を「平成十五年九月三十日」に改める。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二

項目	業種	許容限度
窒素含有量 (単位 — リットル につきミ リグラム )	化学発泡剤製造業(過酸化水素を使用する アゾジカルボンアミド製造工程を有するも のに限る。)	一五〇(日間平均一〇〇)
	天然ガス鉱業	一七〇(日間平均一五〇)
	畜産農業	二六〇(日間平均二〇〇)
	酸化銀製造業	三五〇(日間平均三〇〇)
	酸化コバルト製造業	一一〇〇(日間平均八八〇)
	黄鉛顔料製造業	一五〇〇(日間平均一〇〇)

備考	リットルにつきミリグラム	リットルにつきミリ	リットルにつきミリ	（単位）	燐含有量	（単位）	イットリウム酸化物製造業	○					
									畜産農業	アルマイト加工業（燐酸を使用する化学研 磨工程を有するものに限る。）	五〇（日間平均二五）		
												燐及び燐化合物製造業	五〇（日間平均四〇）
1	改正後の総理府令別表第二の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準	八〇〇〇（日間平均六〇〇）	三五〇〇（日間平均一二〇）	〇									

---

について準用する。

2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として改正後の総理府令別表第二の備考6に基づき環境庁長官が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。

3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として改正後の総理府令別表第二の備考7に基づき環境庁長官が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。

4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の総理府令別表第二又はこ

---

の表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水について、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、改正後の総理府令別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。

#### 附 則

この府令は、平成十年十月一日から施行する。